

変動型最低制限価格の算定に用いる有効な入札価格について

- 1 八潮市変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領第3条に基づく変動型最低制限価格の算定に用いる「有効な入札価格」とは、次に定めるものを除いた価格とする。
 - (1) 予定価格を超える入札価格
 - (2) 建設工事に係る設計・調査・測量及びその他の業務委託については、予定価格に100分の60（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た価格未満の入札価格（地質調査業務にあつては「100分の60」を「3分の2」に読み替える。）
 - (3) 八潮市の競争入札参加資格者名簿において、設計・調査・測量等の該当業種に登録のない者がした入札価格
 - (4) 入札参加に必要な企業形態、資格区分（所在地要件及び格付要件）に該当しない者がした入札価格
 - (5) 入札金額見積内訳書の添付がない又は無効な入札金額見積内訳書による入札価格
- 2 1の規定により算定した変動型最低制限価格は、その算定後に入札の無効又は失格が生じた場合においても変更しないものとする。